

九州工業大学

不正防止対策実施計画（令和3年度）

九州工業大学 研究協力課、公的研究費不正使用防止計画推進室

2021/06/09

はじめに

平成26年2月に、文部科学省が「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正したことを受け、本学では、研究不正防止の体制を大幅に強化することとし、研究活動等の不正に対する基本方針（九州工業大学研究活動等不正防止ポリシー）を学長が宣言した。

その後平成26年8月に、文部科学省が「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を制定したが、両ガイドラインに基づき、本学として上記基本方針を実現するための全学的な不正防止（研究活動の不正行為防止及び公的研究費の不正使用防止）に関する取組計画である「九州工業大学不正防止対策実施計画」を制定し、平成26年度から毎年計画にそって不正防止の体制整備を積極的に進めてきた。

今年度も昨年度同様、不正防止に関する運用体制をより向上させるために、今まで行ってきた取組み結果を点検・評価し、より適切な運用体制に変えることに主眼を置いた不正防止対策実施計画を策定し、本計画に基づき、研究活動の不正行為防止及び公的研究費の不正使用防止に関する具体的な取組を進めていくものとする。

令和3年度 実施計画

1 研究活動等不正防止のための組織体制の点検・維持

目標：学長の強いリーダーシップのもと、本学の不正防止対策の活動を強力に進めいく体制を維持するために、組織体制の運用状況を点検し、不備があれば改善を図る。

計画：令和3年度中に検討・実施するもの

【公的研究費不正使用防止計画推進室、研究協力課】

- ・平成29年度から、不正防止を推進する体制として、研究活動の不正行為防止は研究協力課が、また公的研究費の不正使用防止は公的研究費不正使用防止計画推進室が担当することとなった。今年度も引き続き本推進体制で行くこととし、実施すべき事項は着実に実施し、不備な点があれば改善する。

2 不正の発生要因に応じた公的研究費リスク別対応計画の策定と推進

目標：昨年度策定し、実施した公的研究費リスク別対応計画（不正の発生する要因について分析、整理し対応計画として策定したもの）の取組結果をうけ、新たに令和3年度公的研究費リスク別対応計画を策定・実施し、組織全体の不正の発生リスクを遙減させる。

計画：令和3年度中に検討・実施するもの

【公的研究費不正使用防止計画推進室、監査室、人事課、会計課、研究協力課】

- ・令和3年度の公的研究費リスク別対応計画は、昨年度のリスク別対応計画の取組結果をベースに、公的研究費の不正使用防止に関する運用体制をより向上させるため、別途「九州工業大学公的研究費リスク別対応計画（令和3年度）」を策定し、実施する。また、公的研究費リスク別対応計画は、教育研究評議会において報告し、別途公表する。

3 各種規程、運用ルール等の点検・見直し

目標：各種規程、運用ルール等の点検・見直しを適切に行い、研究活動等に関する適正な運営・管理ができる環境を維持する。

計画：令和3年度中に検討・実施するもの

【公的研究費不正使用防止計画推進室、研究協力課、総務課、人事課、会計課】

- ・本計画の推進による業務変更及び法令等の改正を常に把握し、学内の各種規程や運用ルール等の見直しを隨時行い、研究活動等に関して適正な運営・管理ができる環境を維持する。
- ・研究データの保管・管理については、適正に行われているか点検を実施する。

4 学内外への情報の周知、公開の実施

目標：研究活動等の不正防止に関する取り組み体制、各種規程、運用ルール等を学内外に対して適切に周知、公開する。

計画：令和3年度中に検討・実施するもの

【公的研究費不正使用防止計画推進室、研究協力課、総務課、人事課、会計課】

- ・整備した方針、体制、規則、各種相談窓口等について、学外に対しては本学公式Webページ上に掲載し、また、学内に対してはグループウェア上に掲載するとともに、必要に応じて電子メール等を活用し、適宜周知する。
- ・学内については単にグループウェアに情報を掲載するだけでなく、各種職員研修や説明会等の機会を通じ、積極的に周知し、より一層の学内での理解度向上を図る。

5 研修・教育の実施

目標：研究活動等の不正防止に関する取り組み体制、各種規程、運用ルール、研究倫理等を職員及び研究者に対して徹底し、不正防止対策の理解や意識を高める。また、

学生に対して、研究に対する姿勢と学術の両面の教育を行い、理工系人材としての品格と資質を併せ持つ学生を育成する。

計画：令和3年度中に検討・実施するもの

【公的研究費不正使用防止計画推進室、研究協力課、総務課、人事課、会計課】

- ・新たに採用された職員にコンプライアンス教育（各法令、公的研究費の不正使用防止等）を受講させ、教育の受講後に内容を理解し法令等を遵守する旨を誓約する誓約書を提出させる。コンプライアンス教育に加え研究活動に携わる教育職員、技術職員等にはさらに研究倫理教育（研究活動の不正行為防止）を受講させる。
- ・研修会や説明会等様々な機会をとらえ、研究活動の不正行為防止及び公的研究費の不正使用防止について周知徹底を図る。
- ・啓発活動の一環として、不正事案の分析を行い、学内に情報共有を図る。

【研究協力課、公的研究費不正使用防止計画推進室、教育企画室】

- ・学生に対する不正防止に関する階層別教育を引き続き実施し、教育内容及び実施方法について点検を行い、問題があれば改善を図る。

以上